

さいわいハナミズキコンサート運営委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいわいハナミズキコンサート（以下「コンサート」という。）を円滑に運営するため、「さいわいハナミズキコンサート実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第3条に基づき、さいわいハナミズキコンサート運営委員会（以下「運営委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) コンサートの企画・運営に関すること。
- (2) コンサートの広報に関すること。
- (3) コンサートの出演者に関すること。
- (4) その他コンサートの実施に必要な事項。

(委員及び任期)

第3条 運営委員会は、次に掲げる者をもって構成し、委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- (1) 公募による応募者のうち、区長が認めた者
- (2) 幸区夢こんさあと実行委員会から推薦された委員
- (3) コンサート出演者のうち、区長が認めた者

(組織)

第4条 運営委員会には委員長を1名、副委員長を1名置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、運営委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員会の招集)

第5条 運営委員会は、委員長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 運営委員会は、事業遂行に必要があると認めた場合には、適宜関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 運営委員会の事務局は、幸区役所まちづくり推進部地域振興課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成26年10月1日から施行する。